

# 十 管 区 水 路 通 報

## 第 2 5 号

(令和7年6月20日～令和7年6月26日 掲載分)

- ・ 第 198項 九州東岸 - 都井岬東方 射爆撃訓練
- ・ 第 199項 南西諸島 - 沖縄島北西方 射撃訓練
- ・ 第 200項 南西諸島 - 大隅群島、黒島 灯台消灯、仮灯設置
- ・ 第 201項 九州西岸 - 甑島列島北西方 射撃訓練
- ・ 第 202項 南西諸島 - 種子島南東方 フレア発射訓練
- ・ 第 203項 南西諸島 - 喜界島、湾港 防波堤延長

### ★ 7 年 1 9 8 項 九州東岸 - 都井岬東方 射爆撃訓練

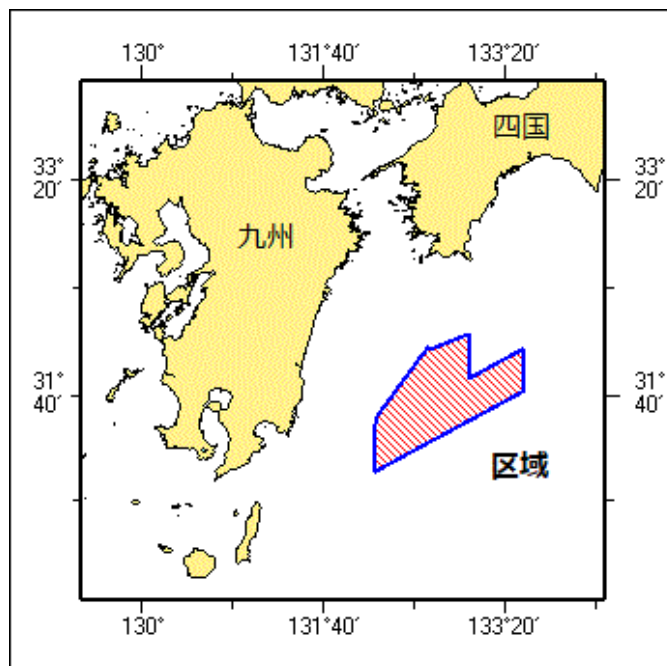
自衛隊航空機による空対空射撃及び空対水射爆撃訓練が実施される。

期 間 令和7年7月1日～31日(土曜日、日曜日、祝日を除く)、0800～1700

区 域 10地点により囲まれる区域

- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-30-43N 132-09-21E
- (8) 32-00-13N 132-34-51E
- (9) 32-03-13N 132-37-51E
- (10) 32-01-43N 132-37-51E

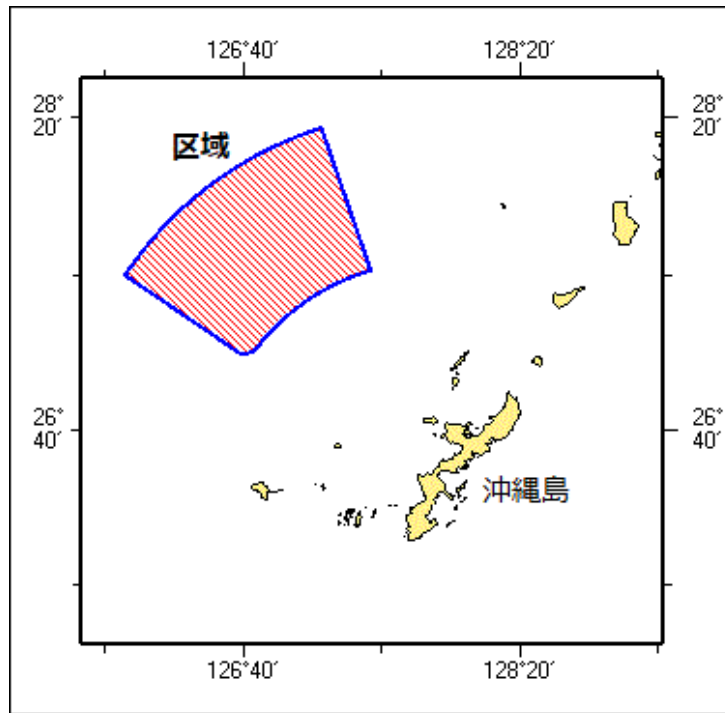
海 図 所 W1220-JP1220-W157  
防衛省防衛政策局



### ★ 7 年 1 9 9 項 南西諸島 - 沖縄島北西方 射撃訓練

沖縄北部訓練区域において、自衛隊航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和7年7月1日～31日（土曜日、日曜日、祝日を除く）、0700～1800  
 区 域 5地点により囲まれる区域  
 (1) 27-05-26N 126-42-59E  
 (2) 27-04-45N 126-39-05E  
 (3) 27-30-14N 125-56-53E  
 (4) 28-17-14N 127-07-53E  
 (5) 27-32-02N 127-25-35E  
 ただし、(3)(4)間は 26-22-14N 127-47-53E の地点を中心とする  
 半径120海里の円弧、  
 (5)(1)間は同地点を中心とする半径72海里の円弧で結ぶ  
 海 図 W182B-W210-FW210  
 出 所 防衛省防衛政策局



## ★7年200項 南西諸島 - 大隅群島、黒島 灯台消灯、仮灯設置

(十管区水路通報7年12号121項削除)

「薩摩黒島灯台」(灯台表第1巻、6901.5、M4804)(30-49.8N 129-57.6E)は消灯し、仮灯が設置されている。

備考 仮灯(単せん白光 10秒に1せん光、7.5海里)  
 海 図 W1222-JP1222-W180-W182A  
 出 所 鹿児島海上保安部

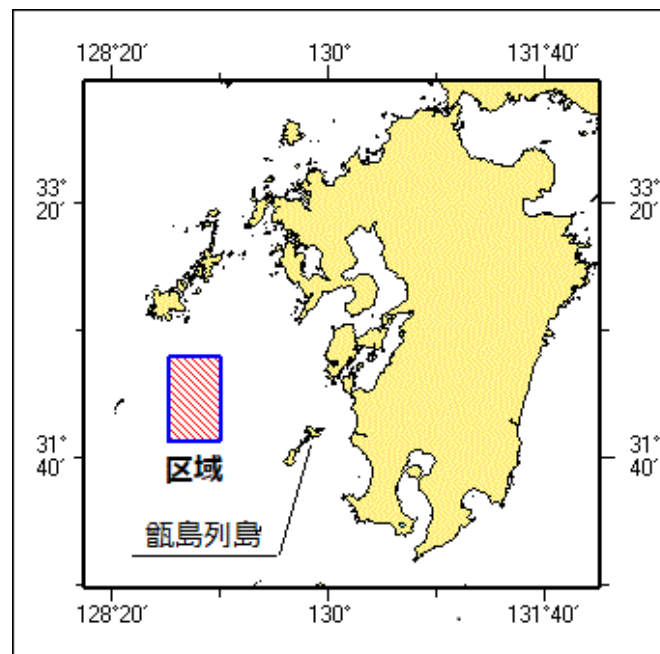
## ★7年201項 九州西岸 - 甕島列島西北西方 射撃訓練

フォックスロット区域において、自衛艦による水上射撃、対空射撃が実施される。

期 間 令和7年7月9日、16日(予備日10日、11日、17日、18日)0800～1700  
 区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 32-20-12N 128-45-52E
- (2) 32-20-12N 129-09-52E
- (3) 31-47-12N 129-09-52E
- (4) 31-47-12N 128-45-52E

備考 訓練実施中、実施艦に「B」旗が掲揚される  
 海 図 W213-JP213-W187-JP187-W180-W437  
 出 所 防衛省防衛政策局、海上幕僚監部



## ★ 7 年 2 0 2 項 南西諸島 - 種子島南東方 フレア発射訓練

自衛隊航空機によるフレア発射訓練が実施される。

期 間 令和7年7月14日～18日、0930～1630

区 域 4地点により囲まれる区域

(1) 29-20-00N 132-10-00E

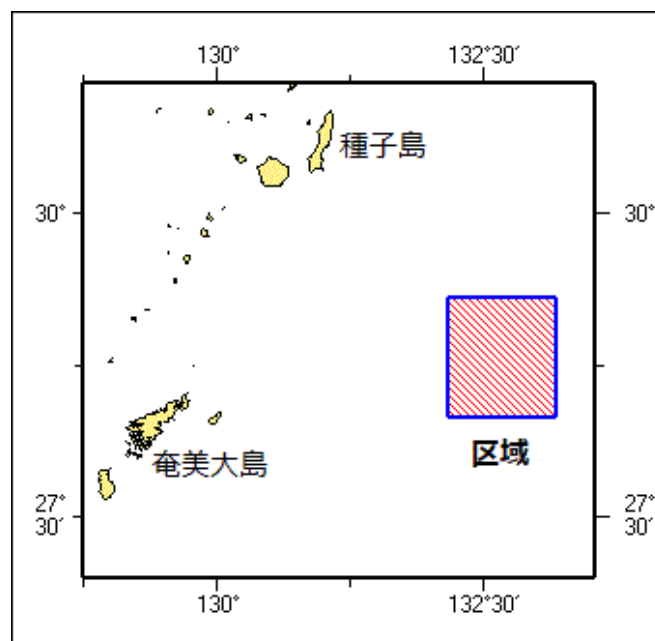
(2) 29-20-00N 133-10-00E

(3) 28-20-00N 133-10-00E

(4) 28-20-00N 132-10-00E

海 図 W247-W1072-W210-FW210

出 所 防衛省海上幕僚監部



## ★ 7 年 2 0 3 項 南西諸島 - 喜界島、湾港 防波堤延長

防波堤が延長された。

位 置 2地点を結ぶ線上(幅約30m)

(1) 28-20-01.9N 129-55-55.2E

(2) 28-20-00.9N 129-55-54.7E (既設防波堤北端)

備 考 上記(2)位置の黄色灯は、(1)位置に移設されている

